

工場・事業場等の水質規制

（水質汚濁防止法・地下水汚染の未然防止）

※ 有害物質使用特定施設（法第5条第1項）については、濃度規制パンフレットと併せて使用してください



彩の国
埼玉県

地下水は、身近にある貴重な淡水資源として広く利用されています。しかしながら、近年、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されています。地下水は、いったん汚染されるとその回復は困難であることから、将来にわたって地下水の水質を効果的、効率的に保全していくためには、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要です。

有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対して、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務の規定が水質汚濁防止法に設けられました（「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成24年6月1日から施行）。

目 次

I 地下水汚染の未然防止（構造基準の適用等）の概要

- 1 対象者及び対象施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 有害物質一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 構造及び使用の方法の基準と定期点検の方法の構成・・・・・・・・・・2
- 4 施設及び設備に関する構造基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 使用の方法の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 6 定期点検及び点検結果の記録と保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

II 事業者の責務（水質汚濁防止法に基づく届出の義務）・・・・・・・・・・5

III 罰則等

- 水質汚濁防止法関係罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 届出等の処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 届出書作成時の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 環境管理事務所管内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

I 地下水汚染の未然防止（構造基準の適用等）の概要

1. 対象者及び対象施設等

(1) 対象者

工場・事業場に有害物質の製造・使用又は処理を目的とする特定施設を設置している(しようとしている)、あるいは有害物質の貯蔵を目的とする施設を設置している(しようとしている)もの。

(2) 対象施設

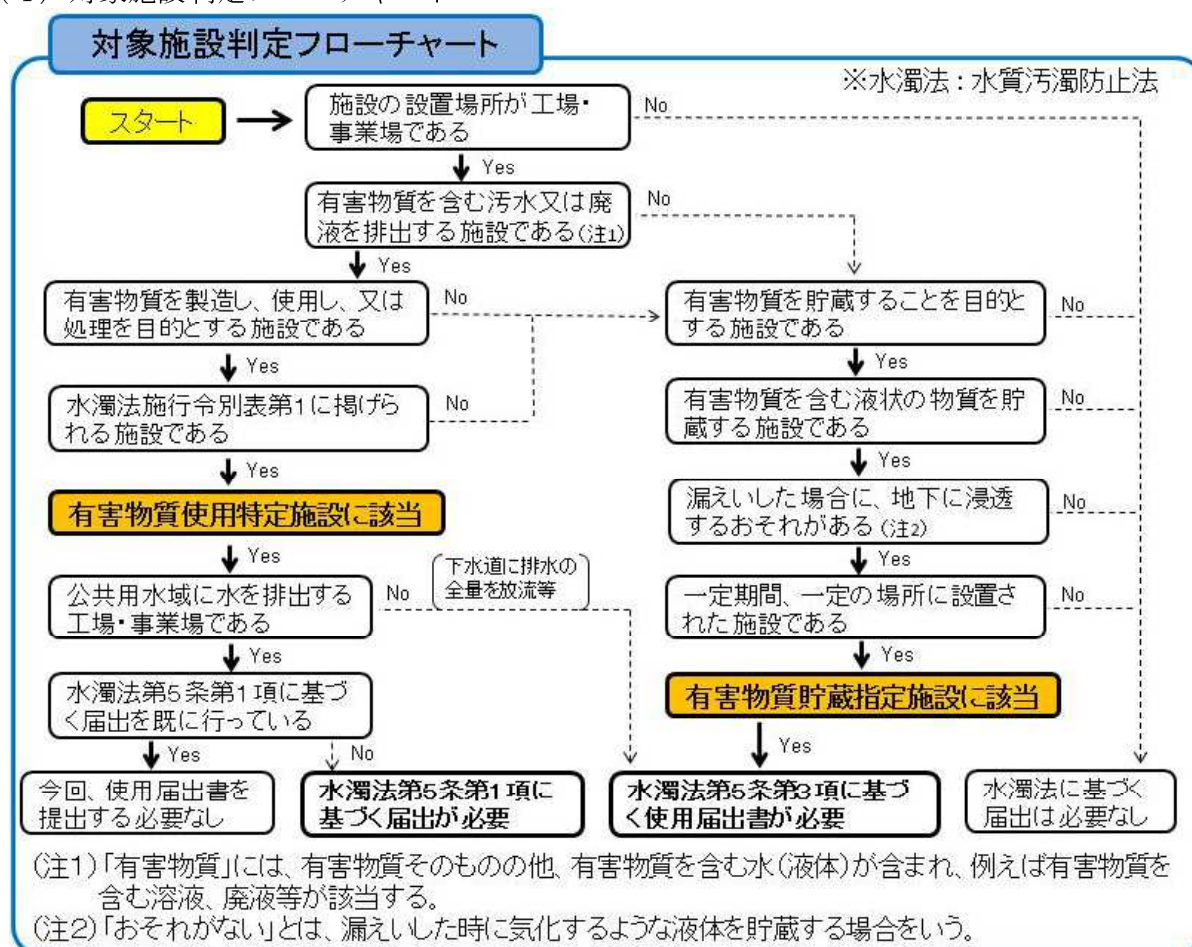
- ①有害物質使用特定施設（有害物質を製造・使用・処理する特定施設）
- ②有害物質貯蔵指定施設（有害物質を貯蔵する施設）

(3) 対象施設を設置する者の責務及び規制措置等

対象施設を設置する者の責務等	規制措置等
・各種届出 ・構造に関する基準の遵守 ・使用の方法に関する基準の遵守 ・定期点検及び点検結果の記録と保存 ・事故時の措置	・実施の制限 ・計画変更命令 ・改善措置命令 ・事故時の措置命令

※排水基準の遵守等については、別パンフレット「工場・事業場等の水質規制(濃度規制)」を参照。

(4) 対象施設判定フローチャート



2. 有害物質一覧（水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定める物質）

・カドミウム及びその化合物 ・シアン化合物 ・有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト ン及びE P Nに限る。） ・鉛及びその化合物 ・六価クロム化合物 ・砒素^ひ及びその化合物 ・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ・ポリ塩化ビフェニル ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン	・1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン及びその化合物 ・ほう素及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物 ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物 ・塩化ビニルモノマー ・1,4-ジオキサン
--	---

3. 構造及び使用の方法の基準と定期点検の方法の構成

基準	概要
A基準	新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。
B基準	既設の施設に対する構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とするを基本とする。

※既設であっても、A基準に適合していればA基準に分類する。

※平成24年6月1日以降に施設を変更する場合は、既設の施設であっても変更部分は新設の基準が適用されます。

4. 施設及び設備に関する構造基準

有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）及びそれに付帯する施設について、構造に関する基準が定められました。

有害物質使用特定施設等の主な構造基準は下表のとおりです。

箇所	構造及び設備に関する基準（A基準）
施設本体の床面及び周囲	有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。 ○次のいずれにも適合 ① 床面は不浸透性を有する材質による構造とし、必要な場合は被覆する。 ② 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿（以下「防液堤等」という。）を設置する。
施設に接続する配管等 配管等とは → 配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）。	有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止できる材質及び構造とすること、漏えいを確認できる構造とすること。 【地上に設置する場合】 （1）又は（2）のいずれかに適合させる （1）床面から離して設置する。 （2）次のいずれにも適合 ① 漏えい防止に必要な強度を有する。 ② 容易に劣化しない。 ③ 外面に腐食防止の措置を講じる。 【地下に設置する場合】 （1）又は（2）のいずれかに適合させる （1）不浸透性を有し、必要な場合は被覆したトレンチの中に設置する。 （2）次のいずれにも適合 ① 漏えい防止に必要な強度を有する。 ② 容易に劣化しない。 ③ 外面に腐食防止の措置を講じる。
施設に接続する排水溝等 排水溝等とは → 排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）。	有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること。 ○次のいずれにも適合 ① 地下への浸透の防止に必要な強度を有する。 ② 容易に劣化しない。 ③ 必要な場合は被覆する。
地下貯蔵施設	有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる設備を設けること。 ○次のいずれにも適合 ① タンク室内に設置され、二重殻構造とする。 ② 外面は腐食防止の措置を講じる。 ③ 貯蔵量を表示できる装置又は確認できる措置を講じる。

※ B基準については、P.5に記載した資料及びHPを確認してください。

5. 使用の方法の基準

使用の方法	有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしない作業方法や運転上の順守べき事項を定めること。 ○次のいずれにも適合すること。 ① 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行う。 ② 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じる。 ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないように適切に処理する。 ○ ①～③に掲げる使用の方法並びにその点検方法及び回数を定めた管理要領を定める。
-------	---

6. 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検（法第14条第5項）

①構造基準

構造基準の内容に応じた点検の内容及び頻度で定期点検を実施する必要があります。
（既設で構造基準適用猶予の施設も定期点検の対象）

②使用の方法

管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散等の有無について、年1回以上定期点検を実施する必要があります。
（既設で管理要領を定めていない場合は、有害物質使用特定施設等に係る作業に伴う飛散等の有無）

③異常等の対応

定期点検により有害物質使用特定施設等に係る異常、若しくは有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他必要な措置を行う。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

詳細については、水質汚濁防止法施行規則、環境省作成「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」及び埼玉県HP「地下水汚染の未然防止について」を参照してください。

環境省ホームページ：「水質汚濁法の改正について」

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

埼玉県ホームページ：「地下水汚染の未然防止について」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/mizenboushi.html>

Ⅱ 事業者の責務（水質汚濁防止法に基づく届出の義務）

※法第5条第1項の有害物質使用特定施設については、濃度規制パンフレットを参照してください

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
1	特定施設等 設置届出書	法第5条第3項	有害物質使用特定施設等を 新設又は増設しようとする とき。	当該施設に係る工事着手 予定日の60日前まで。
⑥ 必要書類及び提出部数				
● 法第5条第3項（有害物質使用特定施設：合流式下水道等公共用水域に水を排出しない場合に限る） （有害物質貯蔵指定施設） ※特定施設については濃度規制パンフレットの「対象施設一覧」を参考にしてください。 ・ 特定施設等設置届出書 <様式第1> ・ 有害物質使用特定施設等の構造 <別紙12> ・ 有害物質使用特定施設等の設備 <別紙13> ・ 有害物質使用特定施設等の使用の方法 <別紙14> ・ 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統） <別紙15> ○ 添付書類（添付書類は併用しても差し支えないものとする） ① 特定施設等及びこれに関連する主要機械の配置図（工場内の設置場所図） ② 特定施設等の構造図 ③ 特定施設等の床面及び周囲の構造図 ④ 特定施設等の設備の構造図・配置図 ⑤ 特定施設等を含む操業の系統図 ⑥ 用水及び排水の系統図（搬入及び搬出の系統） ※その他必要な書類（工場付近の見取図等） 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
2	特定施設等 使用届出書 （経過措置）	法第6条第1項	一の施設が有害物質使用特 定施設等となった際現にそ の施設を設置している者（設 置の工事をしている者を含 む）。	当該施設が有害物質使 用特定施設等となった日 から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
・ 特定施設等使用届出書 <様式第1> ・ 別紙及び添付書類：特定施設等設置届出書の場合と同じ。 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
3	特定施設等 変更届出書	法第7条	有害物質使用特定施設等の 設置、使用の届出をした者が 以下の変更をするとき。 ・ 特定施設等の構造 ・ 特定施設等の設備 ・ 特定施設等の使用の方法 ・ 用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)	当該施設の構造等の変 更に係る工事着手予定日 の60日前まで。
⑥ 必要書類及び提出部数				
・ 特定施設等変更届出書 <様式第1> ・ 特定施設等変更届出書の別紙1～6及び別紙12～15のうち変更しようとする事項(変更前後の 内容を対照させる) ・ 添付書類: 変更しようとする事項に関係するもの。変更前後の内容を対照させる 提出部数 各2部(控えが必要な場合は3部)				

①番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
4	氏名変更等 届出書	法第10条	有害物質使用特定施設等の 設置、使用の届出をした者が 以下の変更をしたとき。 ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 法人の代表者 ・ 工場又は事業場の名称 ・ 工場又は事業場の所在地	当該事項を変更した日 から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
・ 氏名変更等届出書 <様式第5> 提出部数 各2部(控えが必要な場合は3部)				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
5	特定施設等 使用廃止届出書	法第10条	有害物質使用特定施設等の 設置、使用の届出をした者が 当該施設の使用を廃止した とき。	当該施設を廃止した日 から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
・ 特定施設等使用廃止届出書 <様式第6> 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
6	承継届出書	法第11条 第3項	有害物質使用特定施設等の設置、使用の届出 をした者から当該施設を譲り受け、又は借り 受けたとき。有害物質使用特定施設等の設置、 使用の届出をした者について相続、合併又は 分割（その届出に係る当該施設を承継させる ものに限る。）があったとき。	承継した日か ら30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
・ 承継届出書 <様式第7> 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

Ⅲ 罰則等

○ 水質汚濁防止法関係罰則

改善命令、停止命令、計画変更命令の違反、措置命令	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
緊急時の措置命令、事故時の措置命令の違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、 過失の場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
特定施設の設置・構造等の変更の届出の違反	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設使用届出、実施制限、報告・検査の違反	30万円以下の罰金
氏名変更等届出、使用廃止届出、承継届出の違反	10万円以下の過料

○ 用語の説明

① 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。終末処理場に接続している公共下水道及び流域下水道は除かれる。

② 特定施設（濃度規制パンフレット参照）

水質汚濁防止法に基づく排水規制の対象施設。現在、約100業種に係る汚水又は廃液を排出する施設が政令で定められている。なお、業種については、主たる業種のほか事業活動の一環として行う事業が属している業種が該当する場合を含む。

③ 特定事業場

特定施設を設置する工場又は事業場（学校、病院、マンション等）をいう。

④ 汚水等

水質汚濁防止法では、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。この場合の排出先は公共用水域か否かは問わない。

埼玉県生活環境保全条例では、有害物質を含むあるいは生活環境項目に関し生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度である汚水又は廃液をいう。

⑤ 排出水

水質汚濁防止法では、特定事業場から公共用水域に排出される水をいう。特定施設から排出される汚水等に限らず、事務所排水、冷却水及び雨水等を含む。

埼玉県生活環境保全条例では、工場若しくは事業場から公共用水域に排出される水及び指定土木建設作業に伴い公共用水域に排出される水をいう。

⑥ 有害物質

人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、政令で定められている。

⑦ 分流式下水道

工場又は事業場から排出される汚水と雨水のうち、汚水のみを処理する下水道をいう。雨水については、雨水専用の下水管等で直接公共用水域（河川等）へ流される。分流式下水道を使用している工場又は事業場は、汚水について下水道法の、雨水については水質汚濁防止法の規制を受けることになる。

埼玉県では、下水道の約86%がこの分流式下水道である。

⑧ 合流式下水道

工場又は事業場から排出される汚水と雨水の両方を処理する下水道をいう。合流式下水道を使用している工場又は事業場で、有害物質使用特定施設を設置する場合は、下水道法に加えて、平成24年6月1日から水質汚濁防止法の規制を受けることになった。

⑨ 有害物質使用特定施設

有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設。

⑩ 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設。

移動可能なドラム缶、一斗缶やポリタンクは対象外。

○ 届出等の処理の流れ

届 出 等 の 種 類	処 理 系 統
○ 法第5条 (設置の届出) ○ 法第7条 (変更の届出)	届 出 者 環境 管 理 事 務 所 届出書 2 部 ① ② 受理書 (受理の通知) 正本 市 町 村
○ 法第6条第1項、第2項 (使用の届出) ○ 法第10条 (氏名等の変更、廃止の届出) ○ 法第11条第3項 (承継の届出)	届 出 者 環境 管 理 事 務 所 届出書 2 部 ① ② 正本 市 町 村

※届出書は各2部提出してください。(控えが必要な場合は、3部提出)

○ 届出書作成時の注意

- 届出者は、法人の場合は必ず法人の代表者になります、押印は代表者印が必要です。ただし、本人が署名する場合、押印に代えることができます。代理人が届出者になる場合は、委任状の添付が必要です。
- 届出書等は管轄の環境管理事務所に提出してください。ただし、政令市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市）及び特例条例市（狭山市、上尾市及び久喜市）に所在する事業場については、各市の環境担当課に提出してください（P.11の表及び地図参照）。

○ 問合せ先

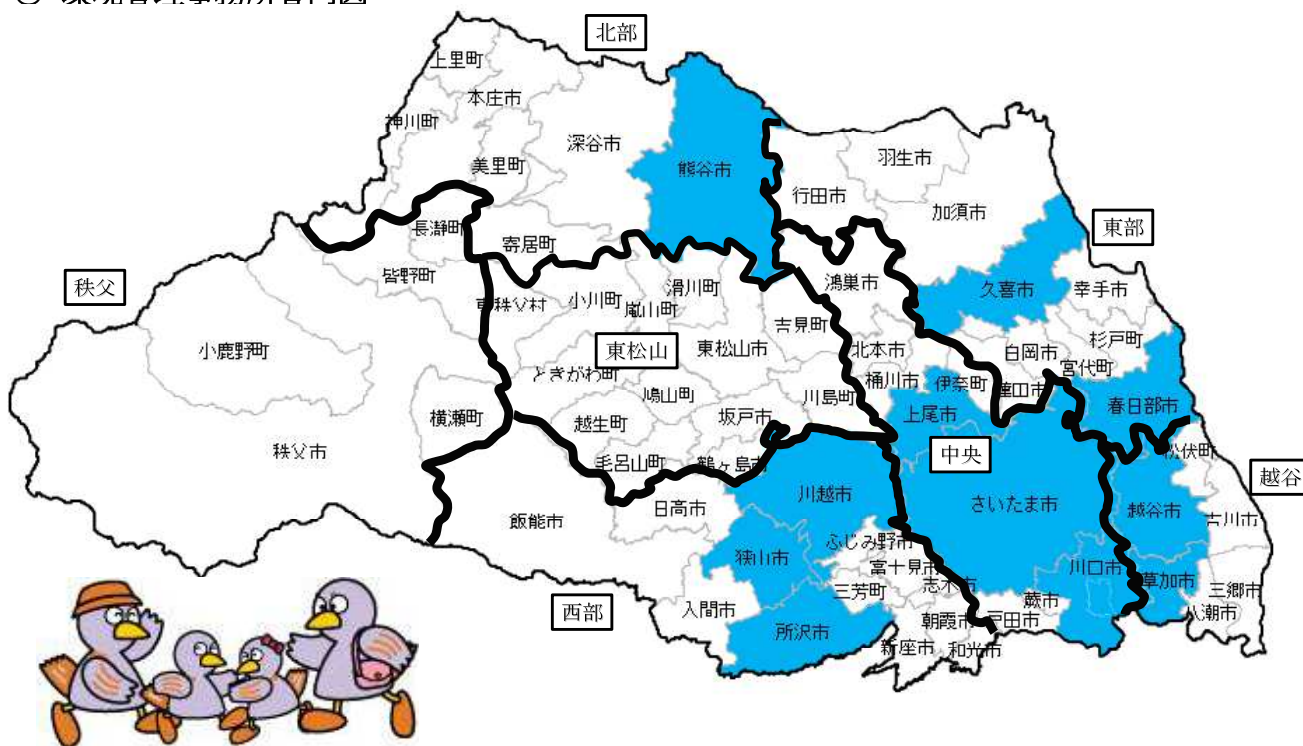
(1) 埼玉県環境部水環境課(土壌・地盤環境担当) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3084
又は環境管理事務所

環境管理事務所	所 在 地	T E L
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	048-822-5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越内)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	048-966-2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011

(2) 政令市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市）及び特例条例市（狭山市、上尾市及び久喜市）は、各市役所が管轄しています。

市 担 当 課	T E L	市 担 当 課	T E L
さいたま市環境対策課	048-829-1331	草加市環境課	048-922-1520
川越市環境対策課	049-224-5894	越谷市環境政策課	048-963-9186
熊谷市環境政策課	048-536-1548	狭山市環境課	04-2953-1111（代表）
川口市環境保全課	048-228-5389	上尾市生活環境課	048-775-6940
所沢市環境対策課	04-2998-9230	久喜市環境課	0480-22-1111（代表）
春日部市環境対策推進課	048-736-1111（代表）		

○ 環境管理事務所管内図



埼玉県のマスコット コバトン

平成28年7月 埼玉県 環境部